

安芸市不法投棄対策支援事業補助金交付要綱

令和5年4月

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。）に定めるもののほか、安芸市不法投棄対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市は、安芸市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践し、かつ、快適な生活環境を保全するため、不法投棄された粗大ごみ等の処理及び撤去を市民自らが行う活動に対し、個人又は法人（以下「個人等」という。）を対象として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、不法投棄とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、投棄者が不明である不法投棄物の撤去等を実施する個人等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に土地を所有し、又は管理している個人等
- (2) 市税及び国民健康保険税の滞納がない個人等
- (3) 同一年度に当該補助金の交付を受けていない個人等
- (4) 投棄者を特定するため、警察に不法投棄に係る相談をしている個人等

2 前項の規定にかかわらず、安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団に該当する者は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、投棄者が不明である不法投棄物の撤去及び処分を行う事業とする。ただし、同一の地番の土地における補助事業は、将来にわたり一度しか適用されないものとし、補助対象者が自ら撤去等を実施するものに限る。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、次に掲げるものについて行うものとし、その合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 運搬車両、重機等の借上げ等回収、運搬及び処分に要する経費のうち、1申請当たり

50,000円を超える部分について500,000円を限度に全額を補助する。

- (2) 市長その他の機関は、補助金の交付に当たり、補助対象者に助言、協力等を行うことができる。

(補助金交付の申請)

第7条 第3条に規定する不法投棄された廃棄物の処理に要する経費の補助金を申請しようとする個人等は、安芸市不法投棄対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 積算の根拠となる書類（見積書の写し等）
- (4) 不法投棄現場の位置図
- (5) 事業予定箇所において不法投棄が行われていることを説明する書面や写真等
- (6) 警察への通報や相談が確認ができるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を申請した個人等に対して、安芸市不法投棄対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた個人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、安芸市不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は対象事業経費を変更しようとするとき。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。
- (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、安芸市不法投棄対策支援事業（変更・中止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた個人等は、交付決定事業が完了したときは、安芸市不法投棄対策支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市

長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し（変更承認通知書の写し）
- (2) 事業実施報告書（様式第8号）
- (3) 事業収支決算書（様式第9号）
- (4) 経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 活動や事業の状況を記録した写真（撤去作業中、完了後）、購入備品の写真等
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、安芸市不法投棄対策支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた個人等が補助金の交付を受けようとするときは、安芸市不法投棄対策支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 投棄者が特定され、撤去等に要した経費が投棄者から支払われたとき。
- (5) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係図書の保存）

第15条 個人等は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

ならない。

(土地所有者等の責務)

第16条 不法投棄現場の土地所有者又は管理者は、不法投棄廃棄物が撤去・処分された土地を適正な管理のもと、新たな不法投棄の防止及び環境保全、良好な環境の維持に努めなければならない。

(手数料)

第17条 安芸市一般廃棄物最終処分場での処理手数料については、安芸市手数料徴収条例(平成12年条例第1号)第5条第6号の規定を適用し徴収しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。